

千葉県の

最低賃金



千葉県最低賃金 

最低賃金制度のマスコット チェックマン

令和 8 年 10 月 1 日から

時間額 **1,195** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

特定最低賃金 

鉄 鋼 業	時間額 1,210 円	令和 7 年 12 月 25 日から	令和 8 年度改正の見込みであり、今後審議の予定です。 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、令和 7 年 12 月 25 日効力発生の 1,169 円が適用されていますが、令和 8 年 10 月 1 日効力発生の千葉県最低賃金が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,195 円	令和 8 年 10 月 1 日から	

あなたの賃金は
大丈夫？



最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



業務改善助成金



キャリアアップ助成金

賃金の引上げ支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っていますので、ご利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター 0120-174-864）



「賃上げ」支援助成金
パッケージ

【お問い合わせ】 最低賃金の詳しい内容については
千葉労働局賃金室 043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ

